

ハローワークからのお知らせ

○雇用保険手続きを電子申請によりデジタル化しませんか？

- ・これまでの書面手続きに比べて簡単・便利です。
- ・詳細は2～3ページをご覧ください。ご不明な場合・電子申請を検討する場合は当所雇用保険担当までご連絡願います。(0228-22-2531)
- ・市内事業所の申請件数全体のうち76.1%(令和5年3月現在)が、すでに電子申請となっております。

○令和6年3月新規高卒者を対象の求人受付が6月1日から開始されました。

- ・求人票の返戻は7月1日からとなります。(7月1日に返戻希望の場合の求人申込期限は6月26日までに、原則求人者マイページから申込みとなります)
- ・「早めの求人申込、7月3日(月)からの学校訪問等による早めの求人活動」が事業所の人材確保の可能性を高めることとなります。
- ・ご不明な場合は当所学卒担当までご連絡願います。(0228-22-2531)

労働市場の動き(4月内容)

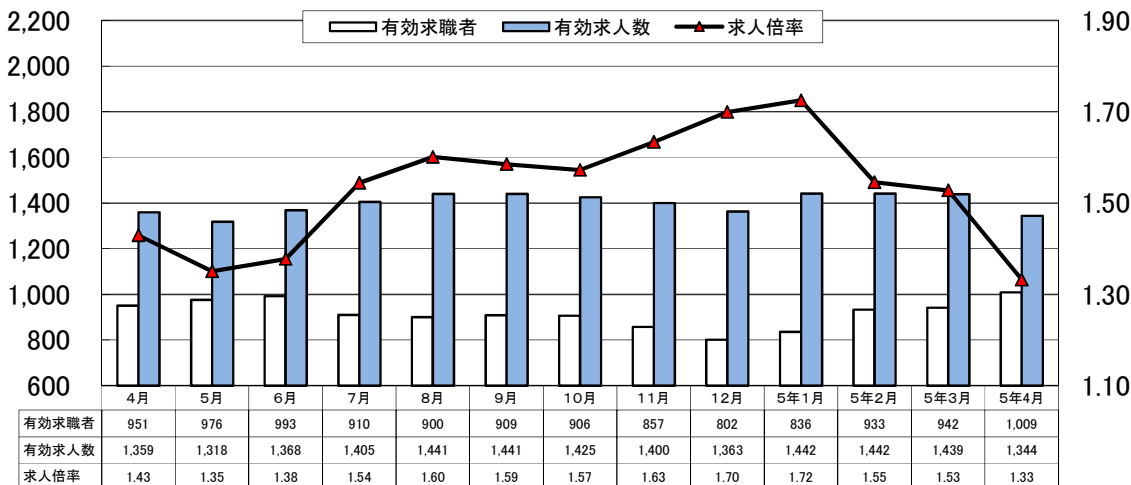
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆4月の有効求人倍率は1.33倍

◆月間有効求人数は1,344人、月間有効求職者数は1,009人

- ・新規求人数は466人と、前月に比べ10.1%の減少となり、前年同月比では1.1%の減少となりました。
- ・新規求人は主な産業別では前年同月比で運輸業が200.0%、生活関連サービス業・娯楽業が100.0%、卸売・小売業が44.1%、医療・福祉が24.8%、宿泊業・飲食サービス業が23.1%、建設業が8.7%、サービス業が4.5%増加した一方で、製造業が38.1%減少しました。
- ・新規求職申込件数は311人と、前月に比べ29.0%増加し、前年同月比では4.9%減少しました。
- ・このため、4月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,344人に対し、月間有効求職者数1,009人で、有効求人倍率は、1.33倍となり、先月より0.2ポイント減少しました。



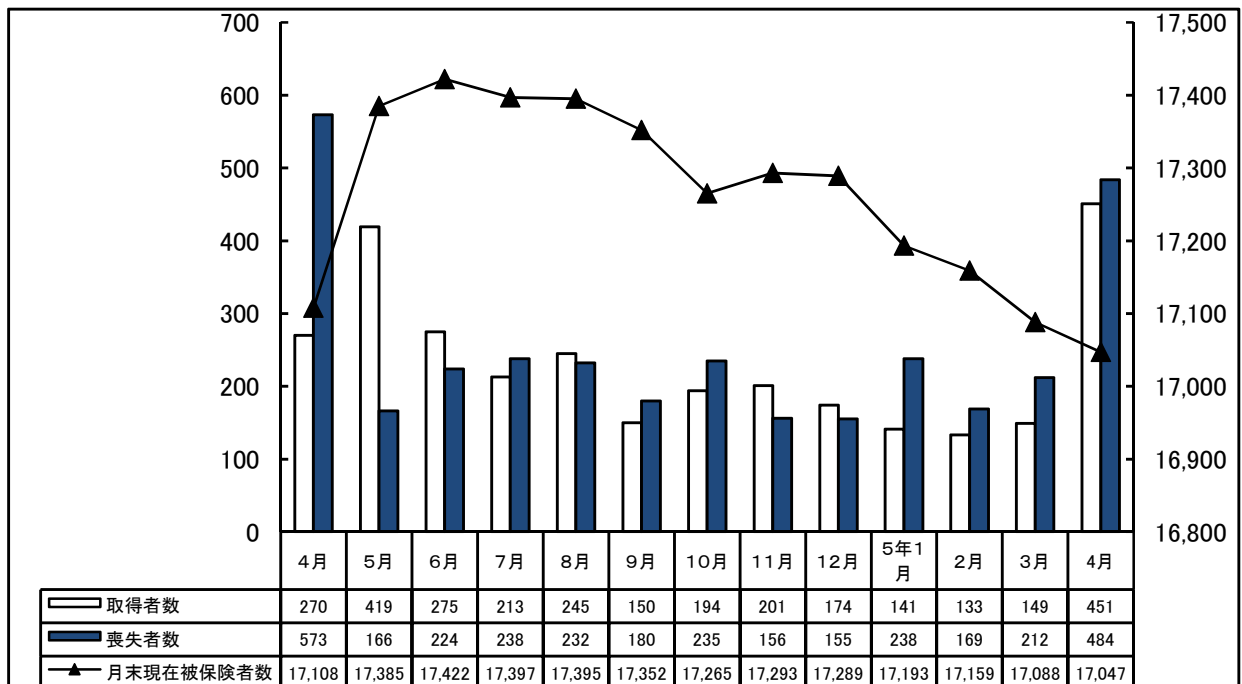


雇用の動き(4月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	311	29.0	▲ 4.9
	うち45歳以上	201	40.6	▲ 1.0
	有効求職者数	1,009	7.1	6.1
	うち45歳以上	613	11.5	6.2
求人関係	新規求人数	466	▲ 10.0	▲ 1.1
	うち常用	438	▲ 13.8	▲ 2.0
	有効求人数	1,344	▲ 6.6	▲ 1.1
	うち常用	1,290	▲ 7.4	1.2
紹介関係	紹介件数	197	▲ 27.6	3.1
	うち常用	184	▲ 27.6	9.5
就職関係	就職件数	106	▲ 22.6	21.8
	うち常用	99	▲ 23.8	19.3

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	451	239.1	67.0
	資格喪失者数	484	186.4	191.6
	月末現在被保険者数	17,047	▲ 0.7	▲ 0.4



電子政府の総合窓口
「e-Gov（イーガブ）」
にアクセス！

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で！！

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と
修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(ICカードリーダライタは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス！
<http://www.e-gov.go.jp>

*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」
電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう！



「利用準備」から
スタート！

下の5つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 パソコンを確認します

パソコンが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。



推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック 2 電子証明書を取得します

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式



- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。

ファイル形式



法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

チェック 3 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。



「ポップアップブロックを解除する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック 4 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。



「信頼済みサイトへの登録」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック 5 電子申請アプリケーションをインストールします

専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールします。



「e-Gov電子申請アプリケーションのインストール方法について」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>



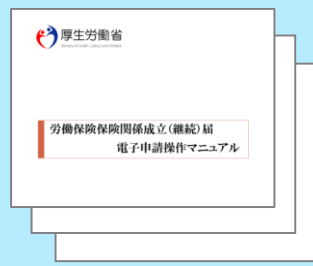
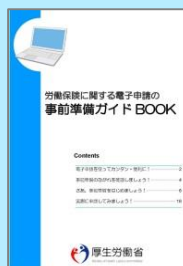
上記、5つのチェックは、e-Govウェブサイト上で行えます。
「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ページにアクセスしてください。
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

『事前準備ガイドBOOK』などの
各種マニュアルもご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

出典：e-Govウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。



- ★ 市販の電子申請用ソフト（API対応ソフト）を利用すれば、更に以下のメリットがあります。
- ・ 労働者の情報をソフト内に入力し保存できる！
 - ・ 当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけ！是非、ご利用をご検討ください。